



# 長野県報

10月24日(月)  
平成23年  
(2011年)  
第2313号

## 目次

### 規則

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則(会計課) .....	1
長野県立中学校管理規則(高校教育課) .....	2

### 告示

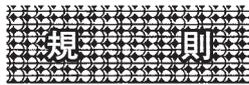
事務処理規則に基づく平成23年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等の指定(行政改革課) .....	5
生活保護法に基づく医療機関の指定(地域福祉課) .....	6
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の指定の辞退の届出(地域福祉課) .....	6
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の廃止の届出(地域福祉課) .....	7
生活保護法に基づく施術者の指定(地域福祉課) .....	7
農畜産業振興事業補助金交付要綱の一部改正(園芸畜産課) .....	7
保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課) .....	7

### 公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働・NPO課) .....	9
土地改良事業の施行の同意(2件)(農地整備課) .....	9
土地改良事業計画変更協議の審査結果の縦覧(4件)(農地整備課) .....	9
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課) .....	10
土地改良区役員の退任の届出(農地整備課) .....	10
一般競争入札(道路管理課) .....	10
一般競争入札(特別支援教育課) .....	11

### 訓令

長野県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正(保健厚生課) .....	12
--------------------------------------	----



長野県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布  
します。

平成23年10月24日

長野県知事 阿部守一

#### 長野県規則第28号

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則

長野県収入証紙規則(昭和39年長野県規則第62号)の一部を次の  
ように改正する。

別表の2の(24)を同2の(25)とし、同2の(23)を同2の(24)とし、同2  
の(22)を同2の(23)とし、同2の(21)の次に次のように加える。

- (22) 長野県立中学校条例(平成23年長野県条例第17号)に基づ  
く入学審査料

### 附則

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

会計課

長野県立中学校管理規則をここに公布します。

平成23年10月24日

長野県教育委員会

## 長野県教育委員会規則第10号

長野県立中学校管理規則

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 学年、学期及び休業日（第5条—第7条）
- 第3章 教育課程（第8条・第9条）
- 第4章 教材の取扱い（第10条・第11条）
- 第5章 職員（第12条—第15条）
- 第6章 職員会議（第16条）
- 第7章 学校評議員（第17条）
- 第8章 学校評価及び情報提供（第18条—第21条）
- 第9章 入学、退学、転学等（第22条—第30条）
- 第10章 成績評価及び卒業（第31条・第32条）
- 第11章 表彰及び懲戒（第33条—第35条）
- 第12章 補則（第36条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条及び長野県立中学校条例（平成23年長野県条例第17号）第5条の規定により、長野県立中学校（以下「県立中学校」という。）の管理運営の基本的事項について定めるものとする。

##### （生徒定員）

第2条 県立中学校の生徒の定員は、次の表のとおりとする。

中学校名	入学定員	総定員
長野県屋代高等学校附属中学校	80人	240人

##### （修業年限）

第3条 県立中学校の修業年限は、3年とする。

##### （通学区域）

第4条 県立中学校の通学区域は、県内全域とする。

#### 第2章 学年、学期及び休業日

##### （学年）

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

##### （学期）

第6条 学年を分けて、次の3学期とする。

- 第1学期 4月1日から7月31日まで
- 第2学期 8月1日から12月31日まで
- 第3学期 1月1日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、校長は、長野県教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を得て、前期及び後期の2学期とすることができる。

##### （休業日）

第7条 休業日は、次のとおりとする。ただし、校長において必要と認めるときは、休業日でも授業を行うことができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 夏季、冬季、学年末等において、校長が定めた日

(4) 委員会が必要とした日

(5) その他校長が、委員会の承認を得て定めた日

#### 第3章 教育課程

##### （教育課程の編成）

第8条 教育課程は、校長が定める。

2 校長は、前項の規定により教育課程を定めるときは、学習指導要領及び委員会が別に定める基準によるものとする。

##### （高等学校との一貫した教育）

第9条 次の表の左欄に掲げる中学校（以下この条において「併設型中学校」という。）においては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定により、同表の右欄に掲げる高等学校（以下この条において「併設型高等学校」という。）における教育との一貫した教育を行うものとする。

併設型中学校	併設型高等学校
長野県屋代高等学校附属中学校	長野県屋代高等学校

2 前項の場合において併設型中学校における教育課程を定めるときは、併設型中学校と併設型高等学校との間であらかじめ協議するものとする。

#### 第4章 教材の取扱い

##### （教材の利用及び選定）

第10条 県立中学校は、教科書以外の図書その他の教材（次項及び次条において「教材」という。）で有益適切と認められたものについては、進んでこれを使用して教育内容の充実を図るものとする。

2 教材の選定に当たっては、保護者の経済的負担について、特に考慮しなければならない。

##### （教材の承認等）

第11条 校長は、教科書が発行されていない教科の主たる教材として使用する教材（次項第2号において「準教科書」という。）を使用するときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

2 校長は、次に掲げる教材を継続的に使用しようとするときは、あらかじめ委員会に届け出なければならない。

- (1) 道徳の主たる教材として使用する図書
- (2) 教科書又は準教科書と併せて使用する副読本又はこれに類する図書
- (3) 各種の学習帳

#### 第5章 職員

##### （職員）

第12条 県立中学校に校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。

2 前項に規定する職員のほか、必要に応じ、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員を置くことができる。

##### （主任等）

第13条 県立中学校に別表第1の左欄に掲げる主任等を置き、校長の監督を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。

2 前項に規定する主任等のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

3 前2項に規定する主任等は、原則として教諭の中から、校長が命じ、委員会に報告しなければならない。

##### （職及び職務）

第14条 県立中学校に別表第2の左欄に掲げる職を置き、上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。

2 前項に規定する職は、公立学校教員又は公立学校事務職員をもって充てる。

(校務の分掌)

第15条 この規則に定めるもののほか、校務の分掌は、校長が定める。

#### 第6章 職員会議

(職員会議)

第16条 県立中学校に、職員会議を置く。

2 前項の職員会議に関し必要な事項は、校長が定める。

#### 第7章 学校評議員

(学校評議員)

第17条 県立中学校に、学校評議員を置く。

2 前項の学校評議員に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

#### 第8章 学校評価及び情報提供

(学校評価)

第18条 県立中学校は、当該県立中学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、県立中学校は、その実情に並び、適切な項目を設定して行うものとする。

第19条 県立中学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該県立中学校の生徒の保護者その他の当該県立中学校の関係者(当該県立中学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第20条 県立中学校は、第18条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、委員会に報告するものとする。

(情報提供)

第21条 県立中学校は、当該県立中学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該県立中学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

#### 第9章 入学、退学、転学等

(入学者の選抜)

第22条 入学志願者に対しては、入学者の選抜を行う。

2 入学者の選抜手続等については、委員会が毎年要綱を定め、これを告示するものとする。

(入学志願の手続)

第23条 入学志願者は、前条第2項の要綱に定めるところにより入学願書その他必要な書類を提出しなければならない。

(入学)

第24条 入学は、校長がこれを許可する。

2 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の手続)

第25条 入学を許可された者は、保護者と連署した誓約書(様式第1号)及び住民票の写しを校長に提出しなければならない。

(保護者の変更等)

第26条 保護者に変更があったときは、改めて誓約書を提出しなければならない。

第27条 保護者は、転居し、又は氏名等を変更したときは、直ちに、校長に届け出なければならない。

(退学)

第28条 退学しようとする者は、保護者と連署した退学願(様式第

2号)を校長に提出してその許可を得なければならない。

(転学)

第29条 他の中学校へ転学しようとする者は、保護者と連署した転学願(様式第3号)を校長に提出しなければならない。

2 前項の規定により転学願の提出があったときは、校長は、その事由を具し、生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。

(感染症による出席停止)

第30条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある生徒に対しては、出席の停止を命ずることができる。

#### 第10章 成績評価及び卒業

(成績評価)

第31条 成績評価は、学習指導要領に基づいてこれを行う。

(卒業証書の授与)

第32条 校長は、中学校所定の課程を修了したと認められた者には、卒業証書(様式第4号)を授与しなければならない。

#### 第11章 表彰及び懲戒

(表彰)

第33条 校長は、学業、人物、その他について優秀な生徒を表彰することができる。

(懲戒)

第34条 校長は、教育上必要であると認めるときは、生徒に懲戒を行うことができる。

2 前項の懲戒は、訓戒及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒の本分に反した者

第35条 生徒に退学を命じたときは、校長は、その生徒の学年、氏名、住所及び事由を速やかに委員会に報告しなければならない。

#### 第12章 補則

(補則)

第36条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年11月1日から施行する。ただし、第5条から第7条まで、第13条、第14条、第16条から第21条まで及び第24条から第35条まで並びに附則第3項の規定は平成24年4月1日から施行する。

(長野県立高等学校管理規則の一部改正)

2 長野県立高等学校管理規則(昭和31年長野県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3章中第8条の次に次の1条を加える。

(中学校との一貫した教育)

第8条の2 次の表の左欄に掲げる高等学校(以下この条において「併設型高等学校」という。)においては、学校教育法(昭和22年法律第26号)第71条の規定により、同表の右欄に掲げる中学校(以下この条において「併設型中学校」という。)における教育との一貫した教育を行うものとする。

併設型高等学校	併設型中学校
長野県屋代高等学校	長野県屋代高等学校附属中学校

2 前項の場合において併設型高等学校における教育課程を定めるときは、併設型高等学校と併設型中学校との間であらかじめ協議するものとする。

(長野県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部改正)

3 長野県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則(昭和34年長野県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「県立の」の次に「中学校、」を加える。

(学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

4 学校職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和35年長野県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第7条中「ものは、」の次に「県立の中学校の第3学年又は市町村立の小学校の第6学年若しくは」を加える。

(長野県教育委員会事務処理規則の一部改正)

5 長野県教育委員会事務処理規則(昭和46年長野県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1の(4)中「第5号」を「第6号」に改め、同表の(10)中「高等学校入学志願者選抜」を「県立中学校及び高等学校の入学志願者選抜」に改める。

(別表第1)(第13条関係)

県立中学校に置く主任等及び職務

左欄	右欄
教務主任	教育計画の立案その他の教務に関する事項の連絡調整及び指導・助言に当たる職務
学年主任	当該学年の教育活動に関する事項の連絡調整及び指導・助言に当たる職務
保健主事	学校における保健に関する事項の管理に当たる職務
生徒指導主事	生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項の連絡調整及び指導・助言に当たる職務
進路指導主事	生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項の連絡調整及び指導・助言に当たる職務

(別表第2)(第14条関係)

県立中学校に置く職及び職務

左欄	右欄
専門幹	高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
担当係長	上司が指定する特定の事務の分掌
主幹	高度の知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
主査	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務
主任	高度の知識経験を必要とする業務を行う職務
主事	一般的な業務を行う職務
学校司書	図書館の業務
主任安全衛生管理者	総括安全衛生管理者の職務遂行の補佐
衛生推進者	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第12条の2に規定する職務
防火管理者	消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項に規定する職務

(様式第1号)(第25条関係)

誓	約	書
年 月 日		
中学校長	殿	
	生 徒 住 所	
	氏 名	
	保 護 者 住 所	
	氏 名	
<p>貴校に在学中は、学業に励み、学校と協力して安全な学校づくりに努めるとともに、下記事項をはじめとする「<input type="text"/>」を遵守することを保護者と連署して誓約します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		

(備考) 1 「」内には、校則又はこれに準ずるものの名称を記載すること。

2 遵守する事項は、各中学校長が校則又はこれに準ずるもののうちから定めること。

(様式第2号)(第28条関係)

退 学 願

年 月 日

中学校長 殿

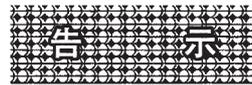
第 学 年

氏 名 ㊟

保護者

氏 名 ㊟

( \_\_\_\_\_ の事由により)、退学させていただきます。



長野県告示第721号

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)別表第2の6の(2)の規定により、平成23年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

平成23年10月24日

長野県知事 阿部 守一

長野県環境保全型農業直接支援対策交付金交付要綱(平成23年4月1日付け23農技第128号農政部長通知)の規定に基づく環境保全型農業直接支払交付金及び環境保全型農業直接支払等推進交付金

行政改革課

(様式第3号)(第29条関係)

転 学 願

年 月 日

中学校長 殿

第 学 年

氏 名 ㊟

保護者

氏 名 ㊟

( \_\_\_\_\_ の事由により)、中学校へ転学させていただきます。

(様式第4号)(第32条関係)

第 号	割 印	年 月 日	校 印	卒 業 証 書
	長野県 中学校長 氏 名 印		氏 生 年 月 日	

右の者は本校所定の課程を修了したことを証する

高校教育課